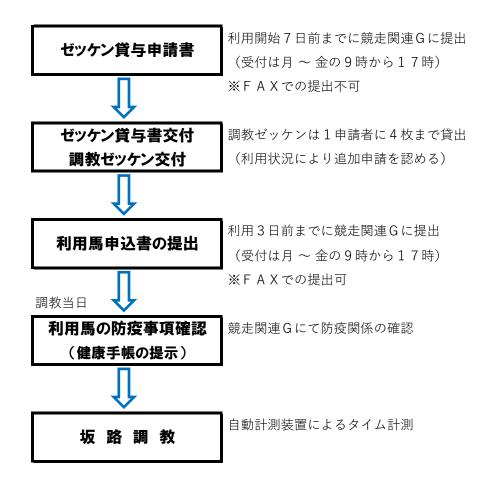
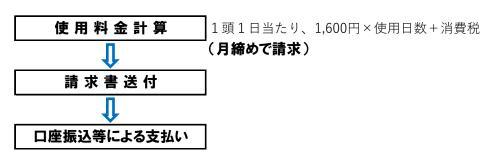
門別競馬場屋内調教用坂路の利用手引

外部利用者門別競馬場坂路利用スケジュール



坂路を利用できる時間
(3月~11月) 競馬開催日を除く月曜及び金曜 午後1時~午後3時
(12月~2月) 月曜から金曜 午後1時~午後2時30分



門別競馬場屋内調教用坂路使用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道軽種馬振興公社(以下「公社」という。)の施設である門別競馬場屋内調教用坂路施設(以下「坂路」という。)に係る外部の者の利用者に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(坂路の使用申請)

- 第2条 坂路の使用を希望する者(以下「外部利用者」という。)は、「坂路調教用ゼッケン貸与申請書」(様式第1号)を坂路を利用する日の7日前までに理事長に提出して調教ゼッケンの貸与を受けなければならない。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 理事長は、申請のあった外部利用者に「調教ゼッケン貸与書」(様式第2号)を交付する とともに所定の調教ゼッケンを貸与するものとする。

(坂路の利用)

- 第3条 外部利用者が坂路を利用しようとするときは、利用しようとする日の3日前までに「坂路利用馬申込書」(様式第3号)を理事長に提出するものとする。
- 2 外部利用者は、次の各号の定めに従わなければならない。
 - (1) 坂路を利用する馬は、「北海道地方競馬における競走馬の防疫対策要領」に定められた防疫及び衛生対策の要件を満たしていなければならない。
 - (2) 坂路を使用できる日時は、理事長が別に定める。
 - (3) 坂路調教に必要な物品(馬具等)は、外部利用者が用意するものとする。
 - (4) 外部利用者は、この規程に定めがあるものの他、理事長の指示に従わなければならない。

(使用料と納付)

- 第4条 外部利用者の坂路の使用料は、理事長が別に定める。
- 2 外部利用者は、理事長の請求に基づき、定められた日までに使用料を支払わなければならない。

(使用拒否)

- 第5条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、坂路の使用を拒否することができる。
 - (1) 防疫及び衛生対策上、支障が生じる恐れがあると認められるとき。
 - (2) 馬体に異常があると認められるとき。
 - (3) 使用料を滞納したとき。
 - (4) 理事長の指示に従わないとき。

(事故等)

第6条 公社は、坂路における人・馬の事故については、当該事故が公社の過失によることが明らかな場合を除き、一切の責任を負わない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。 附 則

この規程は、理事会の議決を得た日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

平成24年5月8日 一部改正

平成 24 年 11 月 16 日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

坂路調教用ゼッケン貸与申請書

令和 年 月 日

	DAH + 7 D
一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千 秋 様	
申請者氏名 :	
住 所:	
電話番号:	
緊急連絡先 :	
私は、門別競馬場屋内調教用坂路施設を利用したいので、 程」第2条の規定に基づき、次のとおり申請します。	「門別競馬場屋内調教用坂路使用規
記	
1 使用申請期間 令和 年 月 日 ~	
2 貸与希望調教ゼッケン枚数 枚	
3 調教時騎乗予定者名	
氏 名 生年月日	
※ 公社記載欄	
貸与調教ゼッケン番号	

調教用ゼッケン貸与書

令和 年 月 日

(申請者名) 様

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千 秋

門別競馬場屋内調教用坂路施設使用規程第2条第2項の規定に基づき、次のとおり調教用ゼッケンを貸与いたします。

記

- 1 貸与期間 令和 年 月 日 ~
- 2 貸与調教ゼッケン番号

調教ゼッケン番号

※ お貸しする調教ゼッケンは、大切に使用してください。万一、毀損の場合は、弁償していた だきます。

坂路使用にあたっての注意事項

- 利用できる馬は、「北海道地方競馬における競走馬の防疫対策要領」に定められた防疫及び 衛生対策の要件を満たしている馬に限ります。
- 鞍等は、装着して御来場ください。
- 貸与した調教ゼッケンを必ず使用してください。
- 調教に必要な物品(馬具等)は、御自分で用意してください。
- 併走での調教は2頭までとなっております。
- 別に定める馬場使用に関する遵守事項をお守りください。

坂路利用馬申込書

令和 年 月 日

一般社団法人北海道軽種馬振興公社 理事長 大鷹 千 秋 様

曲	請者	エク	
+	祖伯	レー	

下記のとおり、坂路を利用したいので申し込みます。

記

- 1 利用日時 令和 年 月 日 時 ~
- 2 利用馬名

馬名	馬齢	調教ゼッケン番号

3 調教騎乗者名

氏 名	生年月日

※ FAXでの提出可

TEL / 01456-2-3564 (馬場管理直通) FAX / 01456-2-4436

坂路調教時の注意事項

- 1. 競走関連 G にて利用馬の防疫確認を行ってから坂路を利用すること。
- 2. 坂路で調教を行うときは、ヘルメット及び保護ベストを着用すること。
- 3. 馬を坂路に出入りさせるときは、常歩で所定の出入口から行うこと。
- 4. 坂路を使用する者は、管理者の指示に従うこと。
- 5. 必ず走路監視モニターで先行馬の動向を確認し、調教を開始すること。
- 6. 併走での調教は 2 頭までとする。
- 7. 調教中は、みだりに大声や奇声をあげないこと。
- 8. 落馬又は放馬したときは、他の騎乗者と連絡を取り合い、速やかに管理者に連絡すること。また、放馬した馬については、直ちに当該馬を捕まえること。 (緊急時連絡先 01456-2-3564)
- 9. 調教タイムは、各自がタイム表示モニターにて確認すること。
- 10. この注意事項に違反した者及び管理者が特に指定した者に対し、坂路の使用を禁止することがある。
- 11. 坂路の使用方法は、この注意事項に定めるもののほか、管理者が別に定めるところによる。
- 12. 坂路調教時は、前走馬を追い越すことは禁止とします。

外部利用者馬運車進入経路

